

診療所開設者死亡(失そう宣告)届

年 月 日

明石市長 様

戸籍法の届出義務者

住 所 _____

本人との続柄 _____

氏 名 _____

電話 - - (担当:)

次のとおり医療法第9条第2項の規定に基づき届け出ます。

1 診療所の名称 <small>ふりがな</small>	
2 診療所の所在地	〒 - TEL - - FAX - -
3 開設者の氏名	
4 開設者の住所	
5 死亡(失そう宣告)年月日	年 月 日
その他の事項 (1) エックス線装置の廃止後の措置について (2) 診療録の保管について	

[提出数] 2部 (1部申請者控え)

[提出日] 死亡・失そう宣告後10日以内

[添付書類]

除籍抄本又は死亡診断書の写し

[注意事項]

- ・ 開設者が医師(歯科医師)の場合、免許証の登録抹消手続きが必要
- ・ 開設者が死亡又は失そう宣告を受けた場合、診療所廃止届と診療用エックス線装置廃止届は不要